

実施報告書

年 月 日

_____ 県吹奏楽連盟理事長 _____ 様

団体名
代表者氏名
申請者 代表者住所 〒

担当者氏名
担当者TEL
担当者メール

下記の通り吹奏楽振興の目的で訪問演奏を行いましたので、報告し併せて補助金を申請します。

記

1 実施日時	年 月 日 () : ~ :
2 訪問先・対象者	訪問先名称 住所 ※対象者（例：4歳児クラス20名等）
3 演奏形態	編成： 演奏人数 ※演奏団体の簡単なプロフィール
4 実施内容 ※演奏時間・演奏曲、 実施しての感想含む	
5 実施記録	写真 ・ プログラム ・ その他 ()

東関東吹奏楽連盟 理事長 千田 豊 様

上記の団体を県吹奏楽連盟から吹奏楽振興補助団体として推薦します。

(付加事項：)

令和____年____月____日 _____ 県吹奏楽連盟 理事長 _____ 印

東関東吹奏楽連盟 吹奏楽振興補助金制度規定

(総 則)

第1条 (名称) 本制度は東関東吹奏楽連盟吹奏楽振興補助金制度と称する。(以下振興補助金制度という)

第2条 (目的) 本制度の目的は、これから吹奏楽人口の維持、増加のため就学未満の子供達に、楽器や吹奏楽の演奏に触れさせ、興味関心を喚起する目的で活動をする団体(加盟非加盟にかかわらない。少人数でも可)に対し、補助金を授与する。

(出演団体の決定)

第3条 本補助金の授与を希望する団体は、対象となる活動を実施後、1ヶ月以内に以下に記す書類等を各県吹奏楽連盟理事長へ提出する。

ア 実施報告書(別紙様式)

イ 実施記録(写真、プログラム等当日の様子がわかるもの)

- 2 各県吹奏楽連盟理事長は、各県で活動する団体のうち、第4条に示す該当団体選考基準に基づき、申請のあった団体から授与対象団体を決定し、東関東吹奏楽連盟理事長へ報告する。
- 3 東関東吹奏楽連盟理事長は、各県吹奏楽連盟理事長からの報告を基に理事会で精査し、授与団体を決定する。

第4条 (参加団体選考基準)

第2条に基づき、以下の活動を行った団体及び各県及び県内地区連盟

- ① 幼稚園、保育園等未就学児童が在籍する教育機関における演奏活動
- ② 各県、地区連盟主催で未就学児を対象にして行う吹奏楽(プロ、アマを問わない)による演奏活動

- 2 一つの団体に対する補助金の授与は、原則として同一年度2回までとする。

(補助の内容)

第5条 (補助の金額)

1 団体につき20,000円とする。

2 この金額は理事会により変更することができる。

(その他)

第6条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第7条 (付則)

- 1 この規定は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 令和6年 1月28日 一部改定